

令和 9 年度 保育・幼児教育施設申込案内

甲良町教育委員会事務局 教育総務課 TEL38-5070

保育・幼児教育施設の入園申し込みを希望される方は、次のことをご留意の上、お申し込みください。

●保育・幼児教育施設の利用を希望する場合には、利用のための認定を受けていただく必要があります、支給認定申請書および保育・幼児教育施設利用申込書を提出してください。

市町村で審査の上、認定書を交付します。2月中旬には入所決定通知書を送付します。

〈3つの認定区分〉

1号認定…満3歳以上で、教育を希望される場合	(利用先)	幼児教育施設(教育認定)
2号認定…満3歳以上で、保育所等での保育を希望される場合	(利用先)	保育施設(保育認定)
3号認定…満3歳未満で、保育所等での保育を希望される場合	(利用先)	保育施設(保育認定)

1. 保育施設へ入園できる基準

保育施設へ入園できる児童は、保護者が次のいずれかの事情にあり、かつ同居する親族その他の者も保育できない場合です。

- ①(家庭外労働) 児童の親が家庭の外で仕事をするのが常態の場合
- ②(家庭内労働) 児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが常態の場合
- ③(母親出産等) 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害がある場合
- ④(病気やケガ等) 親が病気やケガ、または精神や身体に障害がある場合
- ⑤(病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人、または心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっている場合
- ⑥(家庭の災害等) 震災、火災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている場合
- ⑦(求職活動等) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
- ⑧(その他) 上記に類する状態にあると町長が認めた場合

2. 入園申込み手続き

I 幼稚園の利用を希望する場合

必要書類

◇入園申込書(支給認定申請書および保育・幼児教育施設利用申込書)

II 保育所の利用を希望する場合

必要書類

◇入園申込書(支給認定申請書および保育・幼児教育施設利用申込書)

◇保育を必要とする事由を確認できる添付書類(詳細は下記に記載)

申込書には次の該当する関係書類を必ず添付してください。

※現在保育園に在籍していて、引き続き入園を希望する方も同様です。

- ①・保護者の就労証明書(別紙)
 - ・妊娠中および出産の場合は、母子手帳の写
 - ・病人等の看護や介護の場合は、病状等の証明書等、障害者手帳等の写等
 - ・求職中の場合は、求人登録等の証明等
 - ・母(父)子家庭の場合は、児童扶養手当証書の写又は福祉医療受給券(母・父子)の写又は遺族年金証書の写等で母(父)子家庭であることを証明できるもの
 - ・児童の属する世帯(同一世帯)に心身障害者がおられる場合は手帳の写等で証明のできるもの
 - ② 保育料算定のため、転入等により課税状況等が把握できない場合には、前住所地での課税証明書等を添付していただく必要があります。(令和8年1月1日現在甲良町に住所のない方)
- ※マイナンバーカードの個人番号を別紙申込書に記入された方は課税証明書等の提出は不要です。

3. 甲良町内の保育施設

- ・甲良東こども園
犬上郡甲良町横関32番地 TEL 0749-38-2087
- ・甲良西こども園
犬上郡甲良町呉竹53番地 TEL 0749-25-1752

4. 保育施設への入園不承諾

- ・保育施設へ入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
- ・定員を超えたため希望する保育施設へ入園できない場合
- ・保育施設へ入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

5. 記入の仕方

「入園児童の世帯の状況」欄は、入園児童本人、入園児童の両親及び同居している親族等の全員について記入してください。

また、世帯員の中で入園児童の他に保育園に入園している者がいる場合は、当該保育園名を「職業」欄に記入してください。

6. 保育料

①0～2歳児の保育料：4月～8月は令和8年度市町村民税、9月～3月は令和9年度市町村民税の合計で決定します。※別紙「甲良町保育提供に係る保育料徴収金額について」を参照

ただし、祖父母等が家計の主宰者である場合（父母を扶養控除している場合、保育所入所児童を扶養義務者としている場合等）は、祖父母等の課税額も含めて保育料を算定します。

②3～5歳児の保育料：全額無償です。

7. その他

求職活動等で書類を出される方は3ヶ月に1度見直しを行います。1年間通しての求職は家庭での保育に欠ける理由とはなりませんのでご注意ください。見直しをした後、状況が変わっていなければ認定が変更されます。その他詳しいことは、別紙申込案内詳細を参照してください。

健康面等で相談のある方は東西こども園までご連絡ください。

※第1希望園が定員を超え利用できないときには、第2希望園での再入園審査となりますので、必ず第2希望園まで記入をお願いします。また、第2希望も定員を超えており、利用できない際は入園をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

<申込受付>

■期 間 9月1日（火）～10月30日（金）

■場 所 甲良東・西こども園 午前9時～午後5時
（土・日・祝日除く）

教育委員会事務局（町公民館1階） 午前9時～午後5時
（土・日・祝日除く）

<申込書配付>

■期 間 申込受付期間と同じ

■場 所 教育委員会事務局（町公民会1階）／甲良東・西こども園／子育て支援センター
午前9時～午後5時（土・日・祝日除く）

甲良町役場ホームページでも掲載します。